

「健康状態告知」が改定されました！

質問内容を簡素化し、引受条件が緩和されていますのでこの機会に是非ご検討ください。

長期収入サポート保険 (GLTD)

ケガや病気で働けなくなった時の
収入サポート制度

団体割引
25%適用

あなたの収入を最長65才まで補償します！！

万が一、ケガや病気で長期間働けなくなった場合・・・生活費はどうしますか？



もし、交通事故で
働くことができなくなったら・・・



もし、重い病気で長期間
休職することになったら・・・



不安だわ・・・

傷病手当金が
最長1年6か月支給
されるけど、
治療が長引いたら
生活が不安だ！

そんなとき、
長期収入サポート保険があれば
一定の収入が補償されます！！



収入の心配なく
治療に専念できて安心！



ケガや病気で仕事ができない間、
最長65才まで補償を継続して
受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の
所得を補償します。また、うつ病等
の精神障害も最長24か月カバー
します。

申 込 締 切 日	2025年4月15日(火)	
保 険 期 間 (ご契約期間)	2025年7月1日午後4時 から1年間	
保 険 料 払 込 方 法	給与控除(月払) ※2025年8月より控除開始	
お 申 込 方 法	継続加入 の場合	特にお申し出のない場合、前年度と同一口数にて自動継続となりますので 加入申込票のご提出は不要です。
	新規加入・ 口数変更の場合	加入申込票の加入区分「新規」もしくは「変更申込」に○印、加入口数を記入のうえ 自署欄にフルネームでご署名しご提出ください。詳しくは申込方法をご覧ください。
	脱退の場合	「脱退」に○印、自署欄にフルネームでご署名のうえご提出ください。

団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(株式会社ブリヂストン)に交付されます。

取扱代理店：ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険事業部
本 社：東京都中央区京橋3丁目1番1号
東京スクエアガーデン22階
【TEL】03-6836-3563 【FAX】03-6836-3569

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部 営業第二課
東京都中央区日本橋3丁目5番19号
あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル
【TEL】050-3460-0105 【FAX】03-6748-7846

長期収入サポート保険（GLTD）

団体長期障害所得補償保険（Group Long Term Disability）
精神障害補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約・就業障害定義緩和（三大疾病）特約セット

**ケガ・病気による休職が長期におよんだ場合、経済的にも困難になります。
あなたは安心して治療に専念できますか？**

1 もし、長期間働けなくなったら・・・

万が一休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障に頼らざるを得ません。
しかし、健康保険の傷病手当金は、標準報酬月額×3分の2のうえ最長1年6か月で終了し、
その後は原則として所得がなくなります。

（ただし、所定の重度障害に該当した場合は障害厚生年金が支給されます。）

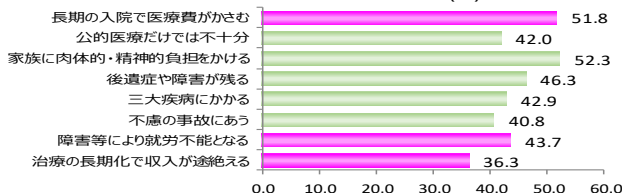


（ケガや病気に対する不安感）

多くの方が、治療の長期化への不安を感じています。

ケガや病気に対する不安の内容として、入院が長引いたときなどの医療費については多くの人が不安を感じています。

ケガや病気についての具体的な不安の内容＜複数回答＞（％）

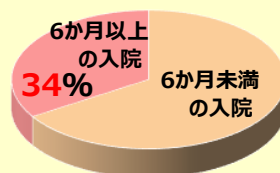


生命保険文化センター『令和元年度「生活保障に関する調査」』

ケガや病気の治療は意外と長期化しがちです。

20～64才の入院患者の約34%が6か月以上の長期入院となっているという事実をご存じでしょうか。
さらに5年以上の長期入院患者の割合は17%にものぼります。

■長期間（6か月以上）の入院患者の割合（20～64才）

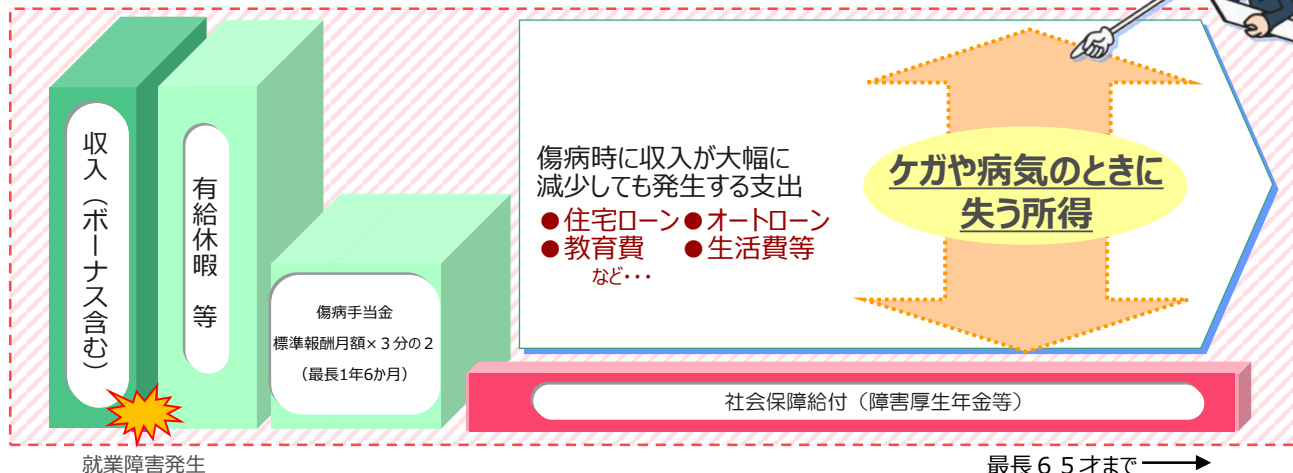


思ったより復職には時間がかかります。

厚生労働省「平成29年患者調査」

2 働けなくなった場合の収入イメージ

短期療養の入院費用や収入減少等は、医療保険や所得補償保険等の各種民間の保険でカバーできますが、就業障害状態、療養期間が長期にわたった場合はこれらの保険では十分にカバーされていないのが現状です。



3 そこで会社は「長期収入サポート保険」を導入しています！

長期収入サポート保険はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の団体長期障害所得補償保険（GLTD）を利用したものです。**この保険は長期にわたって就業障害が発生した場合の所得減少を補償する保険です。**
皆さまがケガ・病気により長期にわたり働けなくなった場合、最長で65才まで収入の一部を補償します。またケガ・病気の発生場所は国内外を問わず、**退職となった場合でも保険金支払条件を満たす限り補償は継続します。**

～長期収入サポート保険（団体長期障害所得補償保険（GLTD））の主な特長～

業務上はもちろん、
私傷病による
就業障害も補償

精神障害による
就業障害も補償
（最長24か月）

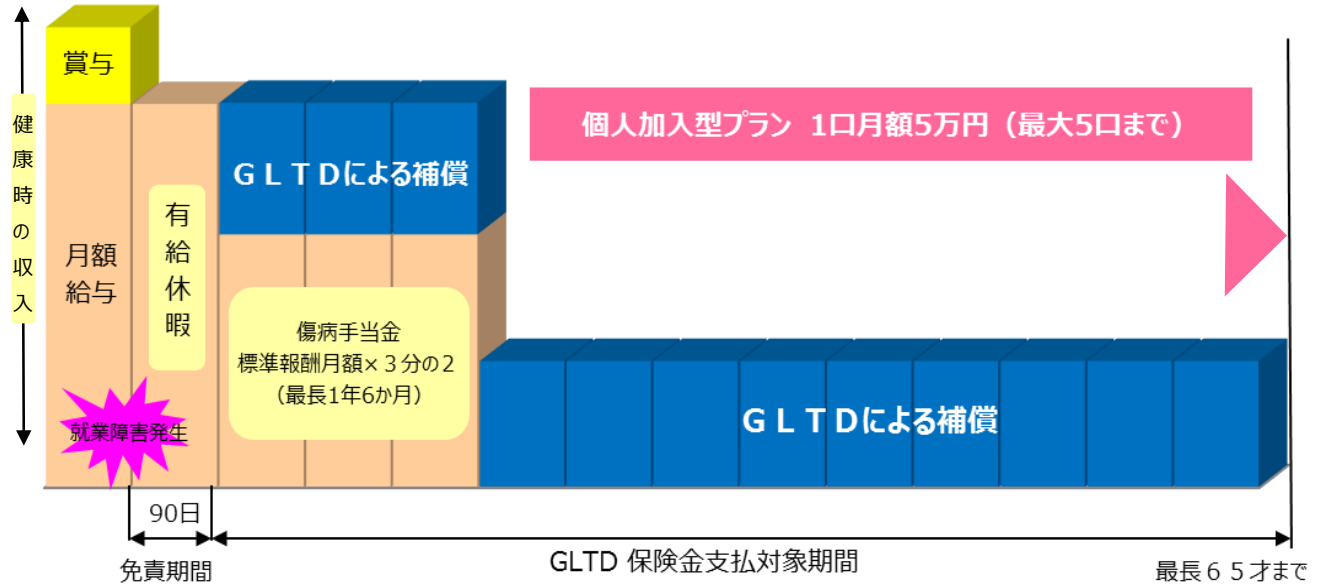
入院中だけでなく、
自宅療養やリハビリ
期間中も補償

一部復職後も所得喪失率
20%超の場合、所得喪失率に
応じて補償を継続

■団体長期障害所得補償保険（GLTD）補償額イメージ（一般的なイメージ）

保険始期：2025年7月1日 午後4時
免責期間：90日
保険金額：1口5万円（1口～5口）

- ※ 身体障害により全く就業できない状態に陥り、後に一部回復した場合のイメージです。業務に復帰し得られた所得（回復所得）がある場合はその割合に応じて保険金は減額されます。回復所得が80%以上に達した場合は保険金は支払われません。
- ※ 精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は24か月が限度となります。
- ※ 「免責期間」については「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。



自動セットされる特約の内容

精神障害補償特約

約款所定の精神障害を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として保険金をお支払いします。



妊娠に伴う身体障害補償特約

妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害により就業障害となった場合についても保険金をお支払いします。

※女性の被保険者にのみセットされています。

就業障害定義緩和（三大疾病）特約

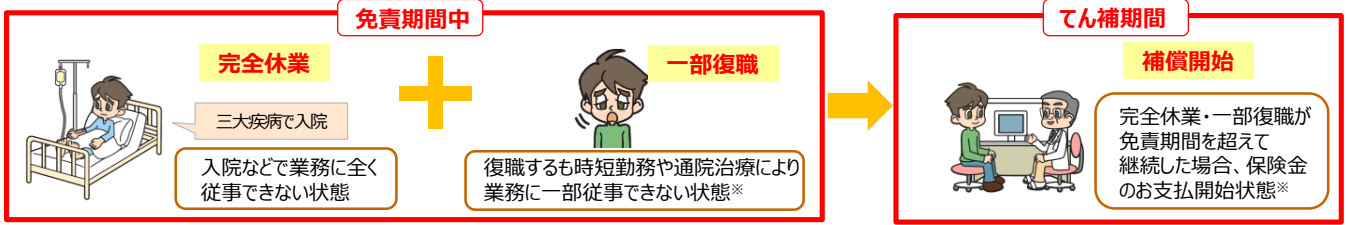
通常の支払要件の「就業障害※」は以下のとおりですが、三大疾病を被り、就業に支障が発生している場合は免責期間中の就業障害の定義に「業務に一部従事できないこと」を加え、一時的復職日数（7日間）を超えて復職した場合も免責期間は継続されます。



※ 「就業障害」の定義：被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している所定の状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

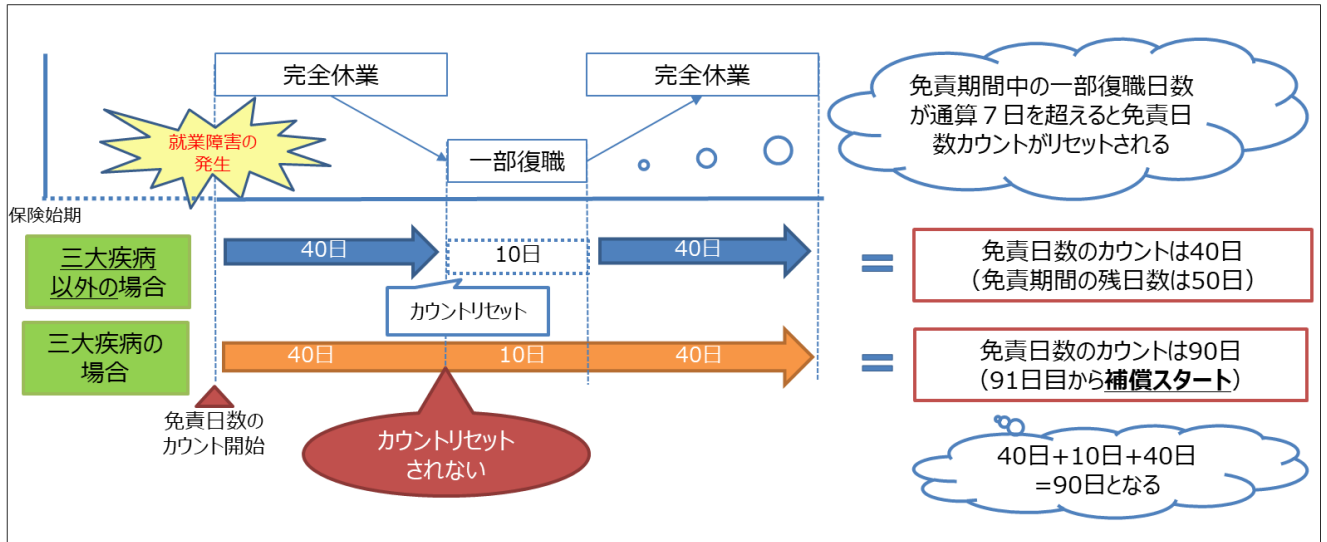
早期に復職し治療と仕事を両立している従業員の皆さまを支援する補償です！

<就業障害定義緩和（三大疾病）特約の支払い事例>



※一部復職した際に免責期間またはてん補期間が継続するためには、就業障害となる身体障害が残存している必要があります。
それに加え、てん補期間中は所得喪失率が20%超であることも必要ですが、免責期間中は所得の減少は問いません。

【就業障害定義緩和（三大疾病）特約のセットによる免責期間カウントのイメージ図】免責期間90日の場合



保険料と保険金支払いについて

■月々の1口（月額5万円補償）あたりの保険料

<精神障害補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみに)

就業障害定義緩和（三大疾病）特約 セット>

前年同一口数でご継続の場合、
申込書兼告知書の提出は不要です。

	加入口数・ 保険金月額	1口（5万円）		2口（10万円）		3口（15万円）		4口（20万円）		5口（25万円）	
		男性（1N）	女性（1Y）	男性（1N）	女性（1Y）	男性（1N）	女性（1Y）	男性（1N）	女性（1Y）	男性（1N）	女性（1Y）
男女別 月払保険料	15～24才	436円	319円	872円	638円	1,308円	957円	1,744円	1,276円	2,180円	1,595円
	25～29才	462円	447円	924円	894円	1,386円	1,341円	1,848円	1,788円	2,310円	2,235円
	30～34才	556円	599円	1,112円	1,198円	1,668円	1,797円	2,224円	2,396円	2,780円	2,995円
	35～39才	730円	940円	1,460円	1,880円	2,190円	2,820円	2,920円	3,760円	3,650円	4,700円
	40～44才	1,037円	1,427円	2,074円	2,854円	3,111円	4,281円	4,148円	5,708円	5,185円	7,135円
	45～49才	1,556円	2,107円	3,112円	4,214円	4,668円	6,321円	6,224円	8,428円	7,780円	10,535円
	50～54才	2,101円	2,616円	4,202円	5,232円	6,303円	7,848円	8,404円	10,464円	10,505円	13,080円
	55～59才	2,576円	2,849円	5,152円	5,698円	7,728円	8,547円	10,304円	11,396円	12,880円	14,245円
	60～64才	2,372円	2,103円	4,744円	4,206円	7,116円	6,309円	9,488円	8,412円	11,860円	10,515円

加入限度枠40%が**50%に拡大**されました！！
この機会に口数変更をご検討ください。

※ 上記年齢は保険始期日（2025年7月1日）時点での満年齢です。

※ 当保険料は団体割引25%を適用した保険料です。

※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

※ 年齢区分が変更となる場合は保険料は変更されます。

※ てん補期間は65才に達した日まで（※）。ただし免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。（※）65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。

【口数決定の目安】

口数×5万円×12が年収の**50%以内**
になるように設定してください。

例えばこんな場合

■ 2口加入到している 平均月収35万円の被保険者が 4年間（48か月）入院し、完全復帰まで1年かかった場合

全く働けない期間の
お支払い保険金

450 万円

一部復職期間のお支払い保険金
(1か月の収入が25万円に減)

約 34.3 万円

受取総額

約 484.3 万円

月額5万円×2口×(48か月ー免責期間90日)

月額5万円×2口× $\left[1 - \left(\frac{25万円}{35万円}\right)\right] \times 12か月$

NEW!

長期収入サポート保険の「健康状態告知の質問内容」が緩和されました!

この機会にご加入の検討をお願いします

これまで「健康状態告知書質問事項」に該当し、加入できなかった方でも、
新しい質問内容では加入できる場合があります。

◆直近の健康状態は告知の対象期間を短縮!

◆特にリスクの高い病歴は、告知対象の病気・
症状の範囲を見直しました!

ご加入の方も特定疾病等を補償対象外とする条件の削除をすることが可能です。

保険金額の増額と補償内容を拡大しますか?

補償内容を拡大する

補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償外とする条件を
削除しますか?

補償対象外条件を削除する

補償対象外条件なし、または削除しない

健康に関する告知は必要です。

健康に関する告知は必要です。

「特定疾病等対象外欄」に印字されている疾病コード、
疾病・症状名を削除し、訂正のお手続きをお願いします

健康に関する告知は不要です。

項目	質問内容
特にリスクの 高い病歴	告知日（ご回答日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるよう指導されたことがある。 ①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「血糖値異常」 ③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」
直近の 健康状態	告知日（ご回答日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等をすめられている。
過去の入院 歴	告知日（ご回答日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上 の入院をしたことがある。

継続して加入する方も、緩和後の質問内容で
再告知をいただくことで、特定疾病等を対象外
とする条件を削除することが可能です!※詳細は「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」にて
ご確認ください。

ブリヂストンの長期収入サポート保険 記入要領

新規加入・内容変更・脱退される方は、必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームでご署名いただき、ご提出ください。

※前年と同じ内容で継続される場合は、自動継続扱となりますので加入申込票のご提出は不要です。

- 「※印」がついている項目は「告知事項」となります。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合にはご加入を解除することがありますので正しくご回答ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

あいおいニッセイ同和損保 センター連携

000 000 000
RPS400 (01) (01) 2540

団体長期障害所得補償保険加入申込票 兼 被保険者明細書 ①保険会社用

1 申込日 令和 99 年 99 月 99 日

2 申込人（被保険者） 株式会社ブリヂストン
307 404 (カナ) ミヨヰヒロウ
307 157 (漢字) 自署
307 社員コード: 999999 見本一郎

3 現在のご加入内容
加入タイプ: 1 N
加入口数: 3 口

4 加入区分 ☒ 新規申込 ☐ 変更申込 ☐ 継続申込 ☐ 脱退

5 健康状態告知書
告知事項(ご回答) 告知日(ご回答日)より過去2年以内にがん、糖尿病、高血糖症、精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)と医師に診断されたり、医師による検査・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるよう指導されたことがある。
告知事項(ご回答) 告知日(ご回答日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等をすめられている。
告知事項(ご回答) 告知日(ご回答日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

6 加入後のご注意
ご加入後、ご契約の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする時に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえご回答(記入)ください。

- 1 申込日(お申し込み票)に記入された日をご記入ください。
- 2 【新たに加入する場合】
お名前(カナ)、社員コード、生年月日、性別、事業所名、事業所コードをご記入のうえ、
自署欄フルネームでご署名ください。(印不要)
【加入内容を変更する場合】
●変更箇所を二重線で抹消後、訂正署名のうえ訂正してください。
●自署欄フルネームでご署名ください。(印不要)
【脱退する場合】
●自署欄フルネームでご署名ください。(それ以上のご記入は不要です)
- 3 該当の加入区分に○をしてください。
●新たに加入する場合→「新規規入」
●加入内容を変更する場合→「変更申入」
●脱退する場合→「脱退」
- 4 男性が1N、女性が1Y、ご希望の口数をご記入ください。
口数を変更する場合は、変更後の口数をご記入ください。
- 5 健康状態告知欄について
新規加入・補償内容を拡大する場合
加入申込票裏面の「健康状態告知書質問事項」をご確認ください。
「過去の健康状態告知内容」欄に印字がある場合
「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「過去の健康状態告知内容」欄に印字がある場合は、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」をあわせてご参照ください。補償対象外となる疾病は、再告知により補償対象外の条件を削除できる場合があります。
- 6 ●他の保険契約等がある場合は、内容をご記入ください。ご記入のない場合、「なし」と回答してください。
●保険金請求時がある場合は、○印のうえ、内容をご記入ください。

【記入内容を訂正する場合】

訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで署名(訂正署名)のうえ、正しい内容を
記入ください。

例) 令和 99 年 99 月 99 日 見本一郎

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知の回答にあたり
重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項に回答する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の申込人（被保険者）氏名欄に記入された方をいいます。

※ 本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

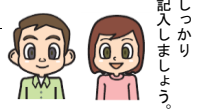
※『加入申込票兼被保険者明細書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』（本紙）、『重要事項のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

親介護一時金支払特約に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

※親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。



2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は**加入申込票兼被保険者明細書裏面「健康状態告知書質問事項」**に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時（補償の開始時）^(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、
保険金もあてられ
ない場合があるんだね。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださいますようお願いいたします。**

※健康状態告知書および健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票兼
被保険者明細書の
回答欄へ記入して
ください。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら、
契約はどうなるの？

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認させて
ください。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票兼被保険者明細書の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なね。

お客さま
チェック欄

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書および健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更^(注)を行う方

(注) 健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、約定給付率を増加する場合、新たな補償を追加する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



しっかり確認して、
告知しないとね。

継続して加入する場合 の告知要否チェック	保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？ 補償内容を拡大する 補償内容は変更なし、または縮小する	健康に関する告知が必要です。
	現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を 削除しますか？ 補償対象外条件を削除する	健康に関する告知が必要です。 加入申込票兼被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」に 印字されている疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除 し、訂正署名または訂正印をしてください。
	補償対象外条件なし、または削除しない	健康に関する告知は不要です。 健康状態告知書および健康状態告知書質問事項回答欄への 回答は不要です。

お客さま
チェック欄

8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件でご加入されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知（再告知）をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

再告知の結果、 お引き受けできる 場合	特定疾病等を補償対象外とする条件を削除してご加入 いただくことができます。 なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金 のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断する ことがあります。	再告知の結果、 お引き受けできない 場合	ご加入を継続いただくことができません。
---------------------------	---	----------------------------	---------------------

お客さま
チェック欄

9 その他ご注意いただきたい事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に病気、ケガ、親介護一時金支払特約の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません（病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書（協定書）の定めにより保険金をお支払いできることがあります。また、親介護一時金支払特約の要介護状態について、ご加入後365日を経過した場合は、保険金をお支払いできることがあります）。



例えばこんな場合…

加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業障害となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項および解説

団体長期障害所得補償保険の基本セット、親介護一時金のいずれかに新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

注意

- ・健康状態告知書質問事項に回答する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償のみご回答ください。
- ・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガ、親介護一時金の要介護状態については、保険金をお支払いできません(病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書(協定書)の定めにより保険金をお支払いできることがあります。また、親介護一時金の要介護状態について、ご加入後 365 日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。
- ・継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、告知不要です。

親介護一時金以外用

団体長期障害所得補償保険の基本セットに今回新たにお申し込みいただく方、および継続加入する場合で保険金額の増額(増口)など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の告知質問事項1、2のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。

- 告知質問事項に該当するため本来加入できないにもかかわらず申し込んだ場合、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。
- 被保険者ご本人(補償の対象となる方)がご回答ください。
- 下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

- ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

告知質問事項は次のとおりです。

- 次のいずれかに該当する。
 - 告知日(ご回答日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等^{※1}をすすめられている。
 - 告知日(ご回答日)より過去2年以内に病気で、継続して 14 日以上入院をしたことがある。

※1 再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
- 告知日(ご回答日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査^{※2}・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがある。
 - 「がん」、「上皮内がん」
 - 「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」
 - 「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

※2 検査結果が異常ななかった場合は「該当なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「該当あり」となります。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。

「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」について、具体的には、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード F00 から F99 に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によります。

令和 5 年 9 月 30 日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和 5 年 9 月 30 日以前始期契約に加入し、加入申込票兼被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症 (医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧 110 ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患 (心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈
A6	循環器系の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症
F3	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
F6	腎臓・泌尿器系の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
M6	肝臓・胆のう・すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺気腫
X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群

2. 「疾病コード」欄に下記の「67」～「97」、「R0」のコードが印字されている場合

該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

コード番号			
67 : 白内障	68 : 緑内障	69 : 椎間板ヘルニア	70 : 腰痛症(ぎっくり腰など)
72 : 頸椎捻挫(むちうち症)	74 : 神経痛	79 : メニエール病	80 : 梅毒などの性病
82 : 自律神経失調症	87 : 痛風	89 : 貧血症	90 : (「疾病・症状名」欄に記載 R0 : された病気・症状)
91 : 痔疾	92 : 蓄膿症	93 : 中耳炎	94 : 骨髄炎
95 : バセドウ病	96 : 頭部外傷による後遺症	97 : 腸閉塞	

3. 「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(例)

過去の健康状態告知内容	
特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)	
疾病コード	R0
疾病・症状名 カナ	
コウジョウセンキノウテイカショウ	

「GLTD(Group Long Term Disability)」は団体長期障害所得補償保険の略称です。

あいおいニッセイ同和損保



団体長期障害所得補償保険サービスのご案内



就労支援トータルサービス

ご利用いただける方は、「GLTD」ご加入のお客さま(被保険者)となります。



ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者(補償の対象となる方)のお名前、サービスご利用番号が必要となります。
なお、フリーダイヤル、サービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」に記載されています。

メンタルご相談

※ご相談内容について勤務先にお知らせすることはありません。

ご利用日・ご利用時間

メンタル相談サポート

24時間 365日

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:平日10～17時)。
(注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

24時間 365日

Webで提供する健康・介護チャンネル※でストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。
メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
※裏面をご参照ください。
(注1)治療に関するご相談はお受けできません。
(注2)メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

ご利用日・ご利用時間

健康・医療・介護のご相談

24時間 365日

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート

平日 10～17時

(土日祝日、12/29～1/5を除きます)
Webをご利用の場合:24時間365日

最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。
電話またはWeb(健康・介護チャンネル※)でご利用いただけます。
※裏面をご参照ください。
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

24時間 365日

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

各種手続きご相談

ご利用日・ご利用時間

税務・フィナンシャルサポート

平日 10～17時

(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート

平日 10～17時

(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供

平日 10～17時

(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

<ご注意> 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。
サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「就労支援トータルサービスご利用規約(抜粋)」でご確認ください。

健康・介護チャンネルでは、従業員さまとご家族様に役立つ、健康・医療・介護に関するさまざまな情報をご提供しています。また、従業員さま向けの「メンタルITサポート」、「セルフ健康診断サポート」がご利用いただけます。



URLおよびサービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認いただけます。

「メンタルITサポート」ご利用方法

- ① ストレスのセルフチェック等
・トップ画面下段にある「あなたの街の安心マップ」→「気になる症状・病気チェック」をご利用ください。
 - ② メンタル相談
・トップ画面→「お悩み相談」こちらから→「メンタル相談フォームはこちら」
- #### 「セルフ健康診断サポート」ご利用方法
- ・トップ画面→「人間ドック実施医療機関検索」

就労支援トータルサービスご利用規約（抜粋）

第1条[規約の目的等]

- (1) この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「就労支援トータルサービス」(以下「サービス」といいます。))の事項を定めたものです。
- (2) 利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。))は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3) このサービスは、当社が委託する、株式会社ライフケアパートナーズ、ダイヤル・サービス株式会社、アイエムエフ株式会社、MS&ADインテリクス総研株式会社(以下、提携サービス会社といたします。))が、この規約に従い提供します。
- (4) 「ストレスチェックサポート」の利用については別に定めるVert Eye利用規約の諸条件も適用します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体長期障害所得補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

- (1) 利用対象者は、保険契約者または被保険者となります。
- (2) 「ストレスチェックサポート」の利用対象者は「GLTD(団体長期障害所得補償保険) 全員加入型」の保険契約者となります。

第4条[サービスご利用番号、URL、ID、パスワードの管理]

- (1) 利用対象者は、このサービスの利用のために付与されたサービスご利用番号、URL、ユーザーIDおよびパスワード(以下、利用番号等といたします。))の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号等を使用させてはなりません。
- (2) 当社は、利用番号等が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービスの内容は次の①および②のとおりとします。ただし、任意加入型については①のサービスを提供しません。

① 人事労務担当者さま向けサービス

<略> 詳細は人事労務担当者さま向けにご案内します。

② 従業員さま向けサービス

a. メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタル相談サポート	“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。
メンタルITサポート	ホームページ上でのストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等を提供します。

b. 健康・医療・介護ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療・介護のご相談	健康や医療に関する相談、介護に関する悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
セルフ健康診断サポート	最寄りの人間ドック施設などを紹介します。 ※各種検診・サービスの費用は、サービス利用者の自己負担になります。
病院情報のご提供	全国約16万件のデータベースより、お探しの全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

c. 各種手続きご相談

提供サービス	内 容
税務・フィナンシャルサポート	税務に関する相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

提供サービス	内 容
公的給付申請サポート	障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
福祉情報のご提供	お住まいの地域の福祉情報を専門スタッフが電話で案内します。

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。))は、サービスの提供を行いません。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 法令に違反する行為
- ③ 第三者(当社を含みます。))に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。))
- ④ 当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤ 第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥ 営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦ 提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧ 利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨ 保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1) このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 利用対象者自身がサービス利用にあたり、虚偽の報告や利用番号等の漏えい、その他の不正な行為により第三者(当社を含みます。))に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1) このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
 - ① 天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ② 当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
 - ③ 不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3) 利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[企業情報および個人情報の取扱い等]

- (1) 利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2) 提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。
- (3) 第7条における損害には情報漏えいを含み、当社および提携サービス会社は責任を負うものではありません。

附則 この規約は令和2年4月1日現在のものです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

こちらの重要事項のご説明等を必ずご確認ください

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明およびお支払いする保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。
右記コードからご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010831

お支払いする保険金のご説明



GN22D010838

ブリヂストンの長期収入サポート保険 Q & A

Question 1	ブリヂストンの長期収入サポート保険に加入するメリットは何ですか？
Answer	当プラン（団体長期障害所得補償保険）は団体専用の保険のため、一般に個人では同条件で加入できる保険ではありません。下記が従業員ならではのメリットとなります ◆ 株式会社ブリヂストンによる団体契約のため保険料が割安です。（団体割引25%適用） ◆ 株式会社ブリヂストン、ブリヂストン関連会社の従業員専用に設定されたオリジナル補償制度です。
Question 2	どのような場合に保険金を受取れますか？
Answer	免責期間を超えて、ケガや病気で働けない状態が続いたときに保険金を受取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。なお、免責期間中は、実際に会社に出勤していないことを確認させていただきます。※詳細は「保険金をお支払いできない主な場合」もあわせてご一読ください。
Question 3	いつまで保険金を受取れますか？
Answer	最長65才に達した日（65才の誕生日の前日）または3年間のいずれか長い期間まで受取ることができます。 ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。 ・就業障害が残らず復職した時 ・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が就業障害発生直前の所得の80%以上になった時 ・死亡したとき（死亡保険金はありません。）
Question 4	精神障害でも保険金を受取れますか？
Answer	はい。当プラン（団体長期障害所得補償保険）に セットされる精神障害補償特約の対象となる精神障害については、免責期間終了後、24か月を限度に保険金をお受取りいただけます。
Question 5	退職しても保険金を受取れますか？
Answer	はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金をお受取りいただけます。
Question 6	保険期間途中での中途加入や脱退はできますか？
Answer	はい、できます。詳しくは巻末の取扱代理店各営業所までお問合わせください。

Question 7	一部復職とはどのような状態ですか？ また、その場合、保険金はどれだけ受取れますか？
Answer	一部復職とは、業務に復帰できたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。 この場合、就業障害発生直前の所得から20%を超えた所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお受取りいただけます。
Question 8	ケガや病気で働けなくなった場合、どうすればいいですか？
Answer	就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内にケガまたは病気の状況等を、引受保険会社所定の書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
Question 9	妊娠に伴う身体障害補償特約とはどのような特約ですか？
Answer	女性にセットされている特約で、妊娠・出産・早産・または流産によって発生した身体障害による就業障害について保険金をお支払いします。ただし通常の出産等は該当しません。
Question 10	払込保険料は税金控除の対象となりますか？
Answer	はい。介護医療保険料控除の対象となります。他の介護医療保険料と合算して所得税については年間最高40,000円が、住民税については年間最高28,000円が所得金額から控除されます。なお、この取扱いは、2024年12月現在のものであり今後の税制改正によって変わることがあります。
Question 11	保険金に税金はかかりますか？
Answer	いいえ、全額非課税です。なお、この取扱いは2024年12月現在のものであり今後の税制改正によって変わることがあります。

MEMO

[illegible]

MEMO

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire surface, providing a guide for handwriting or typing. The paper is otherwise completely empty, with no margins, text, or other markings.

ご加入にあたってのご注意

●加入資格

2025年7月1日時点で満15才以上満64才以下の健康保険・厚生年金保険等の対象となる従業員の方で告知日時点で正常に勤務(※)されている方がご加入いただけます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等のご加入できません。

※正常な勤務：持病等により就業時間外に治療を受けているが、勤務時間や勤務内容に制限がかかっていない場合は、正常に勤務しているといえます。本来の勤務時間中に通院していたり、一部の労働が免除(残業制限や運転業務の免除等)されているようなケースは正常に勤務しているとはいえません。

●保険期間（ご契約期間）

2025年7月1日午後4時より2026年7月1日午後4時までの1年間。

●保険料払込方法

毎月の給与から控除します。（第1回目は8月給与から）

●この保険は株式会社ブリヂストンを保険契約者とし、株式会社ブリヂストンおよび株式会社ブリヂストン関連会社の従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

●パンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項の説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。なお、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

●団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者(株式会社ブリヂストン)に交付されます。

●告知について

- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

●自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

●継続加入について

傷害または疾病による就業障害が発生した場合、保険金請求の有無に関わらず前年と同じ補償条件の範囲以内でご継続いただけます。

保険料は保険始期時点の満年令により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●保険料控除の取扱い（2024年12月現在）

払込みいただいた保険料のうち、所定の金額については税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。

●保険金の取扱い

被保険者が受け取る保険金は非課税です。

長期収入サポート保険に関するご照会について

●お手続き等のご質問・ご照会につきましては、下記までご連絡ください。

ブリヂストンビジネスサービス株式会社

本 社：03-6836-3563（内線515365） 栃 木：0287-65-4546（内線541137） 下 関：083-246-3391（内線876-540741）
小 平：042-341-7009（内線525962） 那 須：0287-63-8480（内線541227） 防 府：0835-27-0865（内線810-540586）
横 浜：045-825-3520（内線533710） 久留米：0942-35-1490（内線541361） 甘 木：0946-24-0700（内線540936）